

加古川市産前・産後家事ヘルパー派遣事業実施要綱

平成19年 7月27日

福祉部長 決定

(目的)

第1条 この要綱は、児童の養育について支援が必要な家庭又は出産後の養育について出産前に支援が必要な妊婦のいる家庭に対し、産前・産後家事ヘルパー（以下「ヘルパー」という。）を派遣し、家事及び育児等（以下「家事等」という。）の援助を行うことにより、当該家庭の精神的、肉体的負担を軽減し、産前及び産後の生活を支援することを目的とする。

(事業の対象者)

第2条 この事業の対象者は、加古川市内に住所又は居所を有し、次の各号のいずれかに該当する家庭とする。

- (1) 出産前において、体調不良等により家事等が困難で、家族等の援助を受けることができない妊婦のいる家庭
 - (2) 出産後、体調不良等により家事等が困難で、家族等の援助を受けることができない養育者のいる家庭
- 2 前項の規定にかかわらず、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、ヘルパーを派遣しない。
- (1) 妊婦又は乳児若しくはその養育者等が伝染病疾患患者又は入院を要する病人である場合
 - (2) ヘルパーに対して非行があった場合
 - (3) ヘルパーを派遣することが適当でないと認められる場合

(支援の内容)

第3条 ヘルパーの行う支援内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるものとする。

- (1) 家事に関する援助
 - ア 調理
 - イ 衣類の洗濯及び補修
 - ウ 住居等の清掃及び整理整頓
 - エ 生活必需品の買い物
 - オ その他必要な家事
- (2) 育児に関する補助
 - ア 授乳補助
 - イ おむつ交換補助
 - ウ 沐浴補助
 - エ 兄姉の世話

オ その他必要な育児

- 2 前項に規定する支援は、同項第1号エに規定するものを除き、妊婦又は養育者のいる居宅で行う。ただし、市長が特別に必要と認めた場合は、この限りではない。

(派遣期間及び派遣基準)

第4条 この事業の派遣期間及び派遣基準は、原則として次の各号に定めるところによる。

- (1) 第2条第1項第1号の規定に該当する場合は、母子健康手帳の取得後から出産日までの間で、20時間を限度とする。
- (2) 第2条第1項第2号の規定に該当する場合は、出産後1年以内で、1人につき20時間を限度とする。
- 2 派遣時間は、派遣対象家庭の居宅を訪問してから辞去するまでとする。
- 3 この事業において、派遣は、1日当たり1回とし、派遣時間は、午前7時から午後7時までの間とし、1回につき2時間以内とする。
- 4 第1項及び第3項に規定する期間が重複する場合は、当該重複する期間は、いずれか一方の期間に係る事業の適用を受けることができない。

(派遣の決定)

第5条 派遣を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に加古川市産前・産後家事ヘルパー派遣申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市のホームページ上に設けた様式に入力した事項を市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請をする者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行われた申請については、同項に規定する書面により行われたものとみなす。この場合において、当該申請は当該記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。
- 3 市長は、前2項の規定による申請を受けたときは、必要な調査を行った上、派遣の適否を決定し、加古川市産前・産後家事ヘルパー派遣事業決定通知書（様式第2号）又は加古川市産前・産後家事ヘルパー派遣事業却下通知書（様式第3号）にて申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の調査を行う場合において、必要と認めるときは、申請者に必要な書類の提出を求めることができる。

(利用者負担)

第6条 派遣を受けることが決定した者（以下「利用者」という。）は、派遣に際し、別表に定める額を負担しなければならない。

(派遣の取消し及び停止)

第7条 市長は、利用者が第2条第1項各号に掲げる要件のいずれにも該当しなくなった場合又は同条第2項各号に掲げる要件のいずれかに該当することとなった場合には、派

遣を取り消し、又は停止することができる。この場合において、市長は、加古川市産前・産後家事ヘルパー派遣事業における派遣の（取消・停止）通知書（様式第4号）により、速やかに利用者に通知するものとする。

（事業の委託）

第8条 市長は、この事業の一部を社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間事業者等（以下「事業者」という。）に委託して実施することができる。

（その他）

第9条 事業者は、この事業を行うため、ケース記録その他必要な帳簿を整備するものとする。

2 市長は、必要と認めるときは、前項に規定する帳簿を閲覧調査し、この事業を適正に遂行するために必要な指導及び助言を事業者に対して行うことができる。

3 事業者は、前項の規定による閲覧調査を拒むことはできない。

4 事業者及びヘルパーは職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の運営等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の加古川市産後家事ヘルパー派遣事業実施要綱第4条第1項第1号の規定は、平成26年4月1日以降の出産に適用し、同年3月31日以前に出産した者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

利用者世帯の区分	利用者負担額	
	1時間以下	2時間以下
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	無料	無料
市町村民税非課税世帯	250円	500円
その他の世帯	550円	1,100円

備考

- 1 利用者世帯の区分は、第5条第1項又は第2項の規定による申請時の区分とする。
- 2 市町村民税非課税世帯とは、当該年度分（4月から6月までに申請した場合にあっては、前年度分）の市町村民税が非課税の世帯をいう。